令和７年第８回庄内町農業委員会総会議事録

１ 会議日程　　令和７年８月２５日（月）
　　開　会　　午前　　９時３０分
　　閉　会　　午前　　１０時２９分

２ 会議場所　　庄内町役場　Ａ棟　４階　議場

３ 出席委員の番号及び氏名（18 名）
　１番　髙梨　美代子
　２番　阿部　さおり
　３番　秋葉　俊一
　４番　日下部　崇喜
　５番　髙橋　聡
　６番　遠田　雅弘
　７番　石川　義則
　９番　日向　弘明
　10 番　髙橋　直之
　11 番　佐藤　吉法
　12 番　森屋　慶一
　13 番　日下部　美雄
　14 番　斎藤　克行
　15 番　髙橋　義夫
　16 番　阿部　金一郎
　17 番　小野　隆
　18 番　佐藤　繁
　19 番　若松　忠則

４ 議長の委員番号及び氏名
　19 番　若松　忠則

５ 説明及び議事録作成のため出席した者
　　事務局長　　渡部　桂一
　　次長兼農地農政係長　　海藤　博
　　農地農政係主査　　長南　恵
　　農業経営改善相談員　　乙坂　茂樹
　　農林課課長補佐　　今井　真貴

６ 会議に付した議案

報告第 22 号	農地法第３条の３の規定による届出書の受理について	(10 件)
報告第 23 号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について	(3 件)
議案第 30 号	地域計画の変更に対する意見の決定について	(1 件)
議案第 31 号	農地の公売に対する買受適格証明願について	(1 件)
議案第 32 号	農地法第３条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 33 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について	(3 件)
議案第 34 号	特例事業による買入協議について	(1 件)

◎開　会　（午前９時３０分）	
◎諸報告	
議長	これより令和 7 年第 8 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。全員出席となっております。 また、議案に係る説明員として、農林課今井課長補佐が出席しています。 次に本日の資料について報告します。タブレットに議案第 30 号の資料のほか、農地パトロールの調査結果について送付しております。 それでは、令和 7 年第 7 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 7 年第 8 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 18 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。14 番　齋藤　克行委員、15 番　髙橋　義夫委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。
◎報告　報告第 22 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 22 号「農地法第３条の３の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 18 番　佐藤委員。
18 番 佐藤	いずれの届出もあっせん希望無しとのことですが、これは現在耕作を依頼し

	ている方に引き続き頼む、もしくは所有者本人が耕作するということでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	現在耕作している方がいればそのまま、自作地ということであれば今後検討していくということになるかと思います。
議長	18番　佐藤委員。
18番 佐藤	わかりました。ただ、気になるのが相続人が県外の方の場合です。契約関係を含め、ご自身で把握されていれば問題ないのですが、契約関係も知らなくて、かつ、あっせんも必要ないということであれば、耕作放棄地になる可能性があるので、質問しました。
議長	海藤次長。
海藤次長	耕作放棄地になる可能性もあるというのは佐藤委員のおっしゃる通りだと思いますので、今後とも注視していきたいと思います。
議長	ほかにございますか。 16番　阿部委員。
16番 阿部	先ほどの質問に関連することですが、議案の備考欄のところに、現状の契約内容等を記載していただければと思います。 今、農地パトロールでまわっていると、特に畑のほうが荒れているように感じます。届出を受けた際に管理のことを聞いているのでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	届出を受けた際に管理の件を聞いているかについては、受付の段階で対応しています。これを徹底していって、耕作放棄地につながらないようにしていきたいと思います。 備考欄に記載する件については、どのような内容を記載するのがよいのかを含め、内部で検討していきたいと思います。
議長	ほかにございますか。 ないようですので、報告第22号を終わります。
◎報告	報告第23号の上程、説明、質疑
議長	報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第23号を終わります。
◎議事	議案第30号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第30号「地域計画の変更に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、農林課の今井補佐がご説明申し上げます。

議長	今井補佐。
今井補佐	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議ないものと認め、採決します。 議案第 30 号「地域計画の変更に対する意見の決定について」賛成の方、挙手願います。 （全員挙手） 賛成全員により、意見がないものと決定しました。
◎議事	議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 31 号「農地の公売に対する買受適格証明願について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。 5 番　髙橋委員。
5 番 髙橋	この申請者以外に、買受適格証明書をもらいにくる方が現れるのか、現れない場合はこの申請者の価格で入札が決定するのか、教えてください。
議長	長南主査。
長南主査	買受適格証明書については総会の議決が必要です。今回の総会にはこの 1 件しか上がっていません。入札にはこの方のみの参加になるかと思います。
議長	よろしいでしょうか。
5 番 髙橋	はい。
議長	ほかにございますか。 18 番　佐藤委員。
18 番 佐藤	買受適格者の要件があれば、参考までに教えてほしいです。
議長	長南主査。
長南主査	買受適格者であるかは、農地法第３条第２項にある、すべての農地を効率的に耕作しているかどうか、農作業に従事しているかどうか等、通常の３条の条件と同じです。
議長	よろしいですか。
18 番 佐藤	わかりました。
議長	ほかにございますか。 16 番　阿部委員。
16 番 阿部	先ほどの答弁ですと、今回 1 人からしか申請が出ていないようですが、公売の公告は適切に行われているのでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	公売の実施については、国税庁から文書で通知があり、買受適格証明願の手続きについて依頼されています。

	また、公告に関しては、以前〇〇の国税局に確認したところ、周辺の耕作者を国税局では調べており、その方々に通知を個別に出しているそうです。通知を受け取った人が公売入札に参加したいとなれば、買受適格証明願を出してくるものだと思っています。
議長	16番　阿部委員。
16番 阿部	たしか1月に出た物件は、今回買受適格証明願の申請をしている方が耕作している農地だったと思います。その時は結局別の方が公売入札に参加しました。それもあって、今回の申請者は公売に農地が出ても買わないのだろうと思っていました。なのに今回は買受適格証明願を申請してきた。そのあたりの事情は何かあったのでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	実は〇〇月の時は、〇〇の農地も含め2筆公売に出ていました。ただその時は、別の筆の農地にしか、買受適格証明願を申請した人はおらず、〇〇のほうは入札にならなかったようです。それで今回改めて公売が行われたようです。
議長	16番　阿部委員。
16番 阿部	〇〇月の時に、2筆同時に公売の案内があったことは、私は知りませんでした。 今回は前回〇〇月から期ずれで買受適格証明願を申請した方がいたと認識しました。わかりました。
議長	ほかにございますか。なければ採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議ないものと認め、採決します。 議案第31号「農地の公売に対する買受適格証明願について」適とすることに賛成の方、挙手願います。 （全員挙手） 賛成全員により、適格証明を発行することに決定しました。
◎議事	議案第32号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第32号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、16番　阿部　金一郎委員より、現地調査報告をお願いします。
16番 阿部	農地法第３条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 8月20日に、15番　髙橋　義夫委員と事務局の長南主査と私の3人で現地調査を実施しました。 農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。

	（異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 32 号「農地法第３条の規定による許可申請について」賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 33 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。 16 番　阿部委員。
16 番 阿部	申請番号 1 番の案件について、受人の方が現在耕作していないところで、先月総会の解約にもあったように、別の方が耕作しているようでした。 作物が植えてある期間中の解約ということで、トラブルなどが懸念されますが、そのあたりしっかりとした覚書きは準備しているものでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	覚書きまでは確認していません。先月の総会で買入協議の議案を提出しました。その段階で、揉め事などがないような方向でまとまっていたと認識しています。
議長	16 番　阿部委員。
16 番 阿部	良心的な農家が多い地域ではありますが、地域によっては青田で解約すれば収穫物は買った次の人のものだというような主張をする人もいる地域もあるのかなと思います。 農地中間管理機構を通しての契約だと、作付け前から受けることは決まっているが、公告以前に耕作は開始している状況のなかだと、適切に私が耕作を管理しますということで、1 枚紙を提出しているはずです。 そのようなことも参考にしながら、期中の解約に関しては、トラブルのないようにした方がよいのではと思います。 先ほどの報告第 23 号では、かなりの面積が 8 月 14 日で解約されるということで、普通に考えれば解約時期は収穫が終わってからなのかなと考えるのですが、実務上この時期の解約になったのだと思います。 今回、申請番号 2 番と 3 番ですが、渡人は昨年の段階で中間管理機構と契約していますので、今年作については地代を頂戴したいと主張しています。しかしながら、〇〇に売りたいという話が出て、現耕作者が買うことに決まりました。渡人としては、売る前に小作の契約はしたので、小作代は頂戴して、なおかつ土地の売買代金もいただきたいという状況のようです。そのあたりは受人と渡人のこれからの協議になるかとは思いますが、このような状況になり得りま

	す。 　中間管理事業の契約は〇〇までになっていますので、今後このようなことがおこり得ることを踏まえて、契約の設定時期をもう少し考えていただければありがたいと思います。
議長	海藤次長。
海藤次長	基本的には、出し手・受け手両者の合意ですすんでいくものだとは思いますが、阿部委員がおっしゃることもごもっともだと思いますので、そのことを頭に置いて、このような手続きは進めていきたいと思います。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 　（異議なしの声） 　異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 　議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」に賛成の方、挙手願います。 　（挙手全員） 　賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。
◎議事	議案第 34 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 34 号「特例事業による買入協議について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 　詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。 　18 番　佐藤委員。
18 番 佐藤	特例事業についてもう少し詳しく説明をお願いします。
議長	海藤次長。
海藤次長	特例事業は、農地中間管理事業が間に入って売買を行うことだと捉えていただいてよろしいかと思います。 　特例事業を使うことにより、登録免許税が軽減されたり、譲渡所得税が軽減されたりと、出し手・受け手双方にメリットがあります。
議長	18 番　佐藤委員。
18 番 佐藤	わかりました。
議長	ほかにございますか。 　5 番　髙橋委員。
5 番 髙橋	普通の売買の場合、地主と買いたい人の協議で、農業支援センターは通さない形だと思いますが、これからはこのような形の売買は増えていくのでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	農地法第３条での売買も継続してあります。農地中間管理機構が間に入っての売買も、どちらも並行していきます。 　面積が大きかったり、買い手が認定農業者であるだとかの要件を満たせば、特例事業のほうが、登録免許税や譲渡所得の軽減だったりとメリットがありますの

	で、ケースバイケースだとは思いますが、今後もあるかとは思います。
議長	よろしいですか。
5番 髙橋	はい。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 34 号「特例事業による買入協議について」承認される方は挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、承認することに決定しました。 これをもちまして、令和 7 年第 8 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉　会　（午前１０時２９分）	